

横田飛行場周辺における告示後住宅防音事業の対象拡大について（お知らせ）

- 横田飛行場周辺における告示後住宅防音事業について対象住宅の範囲を拡大します。

区分	対象となる区域	対象となる住宅
従 来	平成17年10月の区域見直しによって指定した85W以上の区域	昭和59年4月1日から平成6年3月31日までに建築された住宅
拡大後		昭和59年4月1日から平成17年10月20日までに建築された住宅

※ 対象となる区域を示した縦覧図は横田防衛事務所で閲覧できます。また、末尾の問い合わせ先までご連絡ください。

- 今回新たに対象となった住宅については、住宅防音工事希望届の受付を令和3年7月12日から開始します。なお、提出に当たっては、対象となる住宅であるか否か、お手持ちの登記事項証明書（登記簿謄本）や納税証明書等で確認されるようお願いします。
- 住宅防音工事希望届は、当局のホームページからダウンロードできます。

<https://www.mod.go.jp/rdb/n-kanto/kichi-syuhen/sesaku/zyuubou>

【住宅防音工事希望届の提出、問い合わせ先】

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

北関東防衛局 企画部 住宅防音課 Tel: 048-600-1821、1822